

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成31年3月19日（平成31年（行情）諮問第233号）

答申日：令和2年7月2日（令和2年度（行情）答申第119号）

事件名：「弾道ミサイル防衛情報供与」につづられている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる199文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成17年2月7日付け情報公開第00341号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）平成15年1月31日付け情報公開第00357号で定めた開示期限を事前に説明なく破って開示を遅らせたことに対して事後的な救済を求める。

開示期限を遵守しないのは、明らかに違法な行為であり、請求者に対して事後的な救済が行われてしかるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成15年1月6日付けで異議申立人から受理した開示請求「行政文書ファイル『弾道ミサイル防衛情報供与』（詳細表示〔分類〕対北米地域外交一日米安全保障条約一日米相互防衛援助協定〔作成（取得）時期〕1992年01月01日〔保存期間〕永年〔作成者〕北米局日米安全保障条約課）」に対し、文書225件を対象文書として特定の上、26件を開示、50件を部分開示、149件を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、平成17年2月28日付けで、一部に対す

る不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

なお、同異議申立人からの同旨開示請求に係る異議申立てを受け、審査会に諮問を行った前例があるが、その際には原決定妥当との答申が交付されている（平成27年10月21日付け平成27年度（行情）答申第409号（以下「先例答申」という。））。

2 本件対象文書について

- (1) 本件異議申立ての対象となる文書は、原処分に係る別紙1の199文書である。
- (2) ただし、原処分において、その文書名を「件名を明らかにしない文書」とした文書78及び文書79については、文書名をそれぞれ以下のとおり修正することとする。

文書78 日米弾道ミサイル防衛共同研究第2回会合

文書79 日米共同研究議事録

3 不開示とした部分について

- (1) 文書137（2頁目）、文書150（2頁目3行目）、文書165（2頁目3行目及び3頁目下から1行目）、文書199（15頁目）、文書210（10頁目）の防衛庁（当時）職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当するとして不開示としたが、再度検討した結果、当該部分はいずれも開示可能な情報であると判断されること、開示することとする。
- (2) 文書28、文書105、文書106、文書137、文書170、文書171、文書176、文書177、文書179、文書185、文書186、文書199、文書207、文書210、文書221、文書223の総番号、パターン・コード、配布先一覧、発受信時刻は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。
- (3) 文書1、文書5、文書10～12、文書14、文書16～22、文書24～27、文書29～32、文書34、文書38～44、文書46～48、文書51～56、文書60～62、文書65、文書66、文書68、文書70～73、文書75～79、文書82～87、文書89～92、文書96、文書97、文書99、文書101、文書104、文書110～112、文書115、文書117～119、文書121、文書123、文書135、文書138、文書144、文書151、文書155、文書158、文書161、文書162、文書167、文書173、文書

175, 文書180, 文書187, 文書189, 文書190, 文書192, 文書200, 文書203~205, 文書208~209, 文書212, 文書215, 文書217~219, 文書222, 文書224, 文書225の不開示部分, 文書28, 文書105, 文書106, 文書171, 文書176, 文書177, 文書223の不開示部分は, 公にしないことを前提とした日米間の協議の内容又は我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって, 公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 米国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため, 法5条3号に該当し, 不開示とした。

- (4) 文書2~4, 文書6~9, 文書13, 文書15, 文書23, 文書50, 文書57~59, 文書63, 文書67, 文書69, 文書80, 文書81, 文書88, 文書93~95, 文書100, 文書102, 文書103, 文書107~109, 文書113, 文書114, 文書116, 文書120, 文書124, 文書125, 文書127~132, 文書134, 文書136, 文書139~143, 文書146~148, 文書150, 文書152~154, 文書156, 文書159, 文書163, 文書165, 文書166, 文書168, 文書169, 文書172, 文書174, 文書178, 文書183, 文書184, 文書188, 文書194, 文書197, 文書198, 文書201, 文書202, 文書206, 文書213, 文書214の不開示部分は, 公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって, 公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 米国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれ, 並びに政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため, 法5条3号及び5号に該当し, 不開示とした。

ただし, 再度検討した結果, 文書3(2頁目5行目から8行目)の不開示部分については, 文書2(4頁目5~8行目)と同様の情報であり, 開示可能な情報であると判断されるところ, 開示することとする。また, 文書134(2頁目4行目)については, 防衛庁(当時)職員の氏名であり, 法5条3号及び5号のいずれにも該当しないことに加え, 文書165(2頁目3行目)と同様の情報であり, 上記(1)のとおり, 開示可能な情報であると判断されるところ, 開示することとする。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は, 「記録された内容を精査し, 支障が生じない部分については開示すべきである。」として, 一部に対する不開示決定の取消しを求めている。しかしながら, 処分庁は上記3のとおり, 法5条に照らして適切に不開示事由の該当性を判断しており, かつ, 同旨開示請求に係る答申

の前例を踏まえた形で決定を行っており、異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

以上の論拠に基づき、諮問庁としては、上記3（1）及び（4）で追加開示する旨述べた部分を除き、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月18日 審議
- ④ 令和2年6月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる199文書である。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち、上記第3の3（1）及び（4）において新たに開示することとする部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、法5条3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁から、理由説明書（上記第3の3）の（3）に「文書210」を、（4）に「文書137」、「文書170」、「文書185」、「文書186」及び「文書199」を、それぞれ記載漏れにつき追加するとの説明があった。

2 不開示情報該当性について

上記第3の1の諮問庁の説明によれば、本件開示請求は、先例答申に係る開示請求と同旨とのことである。

そこで、当審査会職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、先例答申に係る対象文書は本件対象文書と同一である旨説明があった。

本件諮問に伴い、上記諮問庁の説明をも踏まえ、当審査会において改めて審議したところ、本件不開示維持部分は先例答申において諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分と同一であることが認められ、先例答申の不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は先例答申と同一である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「平成15年1月31日付け情報公開第00357号で定めた開示期限を事前に説明なく破って開示を遅らせたことに対して事後的な救済を求める。」旨主張する。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、同月6日付けで本件開示請求を受け付けた後、法11条に基づく開示請求に係る開示決定等の期限の特例を適用し、同年3月7日までに相当の部分に係る開示等決定を行い、平成17年2月5日までに残りの部分を開示することを決定したが、その後、対象文書が著しく大量であり文書の特定ができなかったため、平成15年3月7日までに相当の部分に係る開示等決定ができず、平成17年2月7日付けで本件開示請求に係る全ての対象文書について開示等の決定を行ったとの説明があった。

処分庁が、法11条の規定を遵守せず、相当の部分に係る開示等決定を行わなかったことは、法の規定に反した不適切な措置であるといわざるを得ず、今後は、処分庁において法の制度趣旨を十分に理解した上で適切な対応をすべきであるが、これらのことをもって処分庁に開示義務が生ずるものではないので、異議申立人の主張は採用できない。

4 付言

本件諮問は、異議申立て後、約14年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙 1

本件対象文書

- 文書 1 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 2 弾道ミサイル防衛に関する E / N, MOU (案)
- 文書 3 弾道ミサイル防衛に関する E / N (案) 及び MOU (案)
- 文書 4 弾道ミサイル防衛に関する E / N (案) 及び MOU (案)
- 文書 5 弾道ミサイル防衛に係わる E / N 米側案の特徴 (メモ)
- 文書 6 村山総理ブリーフ概要記録
- 文書 7 弾道ミサイル防衛に係わる取極締結問題
- 文書 8 BMD に関する政府間取極締結問題についての対河野大臣説明
- 文書 9 TMD (秘密保護 E / N, MOU)
- 文書 10 日米安保関係
- 文書 11 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 12 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 13 弾道ミサイル防衛に関する政府間取極の締結問題
- 文書 14 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 15 弾道ミサイル防衛に係る日米共同研究に関する E / N (案) 及び MOU (案)
- 文書 16 BMD 共同研究における保秘担保問題
- 文書 17 弾道ミサイル防衛 日米共同研究における保秘担保の問題 (防衛庁による民間企業に対する委託研究との関係)
- 文書 18 弾道ミサイル防衛 (BMD) 共同研究における保秘担保問題
- 文書 19 BMD 共同研究における保秘担保問題
- 文書 20 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 21 TMD スタディ (秘密情報の開示問題)
- 文書 22 弾道ミサイル防衛日米共同研究等における情報移転の問題 (対処方針)
- 文書 23 BMD 共同研究における E / N 締結及び一方的文書発出のプロ・コン
- 文書 24 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 25 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 26 弾道ミサイル防衛 (BMD) 共同研究を進める際の保秘担保問題 (法律専門家会合の概要)
- 文書 27 BMD 共同研究における秘密保護問題
- 文書 28 TMD (秘密情報の取り扱い)
- 文書 29 TMD (秘密情報の取り扱い (米側レター))
- 文書 30 国防省アジア太平洋部長発外務省日米安全保障条約課長宛書簡

- 文書 3 1 BMD日米共同研究を進める際の保秘担保について
- 文書 3 2 弾道ミサイル防衛研究情報供与（交換公文，了解覚書（MOU））
- 文書 3 4 弾道ミサイル防衛に関するE/N及びMOUについての疑問擬答
- 文書 3 8 事務連絡（弾道ミサイル防衛に関する交換公文）
- 文書 3 9 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 0 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 1 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 2 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 3 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 4 TMDの保秘に関する政府間取極
- 文書 4 6 弾道ミサイル防衛に関する交換公文
- 文書 4 7 弾道ミサイル防衛研究情報供与取極交換公文案
- 文書 4 8 MDA協定第1条第1項資料
- 文書 5 0 MDA協定第1条第1項にいう援助に該当する情報の範囲について
- 文書 5 1 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 5 2 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 5 3 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 5 4 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題（米側回答）
- 文書 5 5 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 5 6 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 5 7 往電案に対する防衛庁意見
- 文書 5 8 防衛庁からの質問
- 文書 5 9 EN案及びMOU案に対する米側コメントに対する確認事項等について
- 文書 6 0 弾道ミサイル防衛行動研究における保秘問題
- 文書 6 1 弾道ミサイル防衛共同研究における保秘問題
- 文書 6 2 第3回TMDWG（結果報告）
- 文書 6 3 TMDについての防衛庁の検討状況
- 文書 6 5 第2回TMDWG
- 文書 6 6 日本のTMDシステム構想について
- 文書 6 7 第2回TMDWGの防衛庁対処方針に対するコメント
- 文書 6 8 TMDに関するブリーフィング
- 文書 6 9 TMDに関する米国への追加質問
- 文書 7 0 戦域ミサイル防衛（TMD）に関する日米ワーキンググループ会合
- 文書 7 1 戦域ミサイル防衛（TMD）に関する日米ワーキンググループ会合

- 文書 7 2 第 1 回 TMD 作業部会資料
- 文書 7 3 第 1 回 TMD 作業部会（資料送付）
- 文書 7 5 TMD（日米協議取り進め振り）
- 文書 7 6 日米安保事務レベル協議（SSC）の報告
- 文書 7 7 中西防衛庁長官とアスピン国防長官の意見交換
- 文書 7 8 日米弾道ミサイル防衛共同研究第 2 回会合
- 文書 7 9 日米共同研究議事録
- 文書 8 0 BMD 共同研究の「実施要領」及び「SOP」
- 文書 8 1 BMD 共同研究（通産省申し入れ）
- 文書 8 2 SSC（記録）
- 文書 8 3 第 1 回弾道ミサイル防衛日米共同研究会合について
- 文書 8 4 日米弾道ミサイル防衛共同研究第 1 回会合
- 文書 8 5 弾道ミサイル防衛インフォメーション・セミナー
- 文書 8 6 日米弾道ミサイル防衛共同研究の第 1 回会合
- 文書 8 7 TMD 関係諸会合の日程
- 文書 8 8 BMD 共同研究における米国防省提供資料の秘密保護について
- 文書 8 9 BMD の日米共同研究に関する非公式協議について
- 文書 9 0 G O J P r o p o s a l
- 文書 9 1 U S - J a p a n T e c h n o l o g y I n i t i a t i v e
- 文書 9 2 BMD 日米共同研究（メモ）
- 文書 9 3 弾道ミサイル防衛日米共同研究への通産省の関与問題
- 文書 9 4 TMD（来年度予算関係）
- 文書 9 5 BMD 日米共同研究（第 1 回会合開催検討状況）
- 文書 9 6 第 4 回 TMDWG 会合結果（概要）
- 文書 9 7 第 4 回 TMDWG 会合結果（報告）
- 文書 9 9 米国における TMD の現状
- 文書 1 0 0 第 4 回日米弾道ミサイル防衛共同研究
- 文書 1 0 1 第 4 回日米弾道ミサイル防衛共同研究（概要報告）
- 文書 1 0 2 第 4 回日米弾道ミサイル防衛共同研究会合議事録
- 文書 1 0 3 TMD ワーキング・グループ（9 件）
- 文書 1 0 4 第 3 回日米弾道ミサイル防衛共同研究について（4 件）
- 文書 1 0 5 F M S C A S E L O A リクエストの送付
- 文書 1 0 6 F M S C A S E J A - P - B B B (L O A)
- 文書 1 0 7 早期警戒情報（防衛庁村田次官による総理，官房長官への説明）
- 文書 1 0 8 早期警戒情報（防衛庁担当者との打合せ）
- 文書 1 0 9 早期警戒情報（米側との意見交換）
- 文書 1 1 0 早期警戒情報

- 文書 1 1 1 早期警戒情報（在日米軍関係者よりの連絡）
- 文書 1 1 2 早期警戒情報（在日米軍関係者内話）
- 文書 1 1 3 早期警戒情報（防衛庁との意見交換－第 2 回－）
- 文書 1 1 4 早期警戒情報（防衛庁との意見交換）
- 文書 1 1 5 早期警戒情報の提供に関する日米協議
- 文書 1 1 6 早期警戒情報及び同システムの受け入れ
- 文書 1 1 7 弾道ミサイル防衛日米共同研究の第 5 回会合（出張報告）
- 文書 1 1 8 第 5 回日米弾道ミサイル防衛共同研究会合結果報告
- 文書 1 1 9 日米弾道ミサイル防衛共同研究について
- 文書 1 2 0 第 5 回弾道ミサイル防衛日米共同研究事前ミーティング
- 文書 1 2 1 次回 BMD 日米共同研究日程
- 文書 1 2 3 第 6 回日米弾道ミサイル防衛共同研究会合
- 文書 1 2 4 第 6 回日米弾道ミサイル防衛共同研究会合にむけた事前調整会
議
- 文書 1 2 5 日米戦域ミサイル防衛作業部会について
- 文書 1 2 7 第 5 回 TMD ワーキンググループ議事日程（1 2 件）
- 文書 1 2 8 第 5 回 TMD ワーキンググループの開催に向けた事前会合につ
いて
- 文書 1 2 9 第 5 回日米 TMD 作業部会
- 文書 1 3 0 第 5 回 TMD 作業部会（その 1）
- 文書 1 3 1 第 5 回 TMDWG 議事録
- 文書 1 3 2 第 6 回 TMDWG
- 文書 1 3 4 第 7 回日米弾道ミサイル防衛（BMD）共同研究会合開催に向
けた日本側事前ミーティング
- 文書 1 3 5 TMDWG（非公式協議議題案）
- 文書 1 3 6 第 7 回日米弾道ミサイル防衛共同研究会合
- 文書 1 3 7 第 6 回 TMDWG（1 7 件）
- 文書 1 3 8 国防次官，国防次官補の訪日日程等
- 文書 1 3 9 TMDWG について（概要ペーパー）
- 文書 1 4 0 TMDWG（非公式会合）
- 文書 1 4 1 プログレス・リポート
- 文書 1 4 2 BMD 研究に係る作業の今後の進め方（防衛庁側の考え方）
- 文書 1 4 3 平成 7 年日米弾道ミサイル防衛共同研究の成果
- 文書 1 4 4 米提供資料
- 文書 1 4 6 第 9 回 TMDWG
- 文書 1 4 7 第 8 回 BMD 日米共同研究会合資料
- 文書 1 4 8 第 9 回 TMDWG アジェンダ案（1 0 件）
- 文書 1 5 0 第 9 回 TMDWG 及び第 8 回日米 BMD 共同研究会合に向けた

日本側準備会合

- 文書151 我が国とのTMD協力に対する米側の姿勢
- 文書152 日米弾道ミサイル防衛共同研究第8回会合
- 文書153 第9回TMDWG議長レベル協議
- 文書154 日米TMDWG第9回会合
- 文書155 第8回TMD作業グループ概要
- 文書156 日米戦域ミサイル防衛作業部会について
- 文書158 BMD関連資料
- 文書159 第8回TMDWG会議報告
- 文書161 TMDWG等の日程
- 文書162 TMDWG（アジェンダ案）
- 文書163 第7回TMD作業グループ会合
- 文書165 第7回TMDWGに向けた事前調整会合
- 文書166 第7回TMDWG（記録）
- 文書167 TMDWG関連公電（5件）
- 文書168 日米共同技術研究MOU案
- 文書169 BMD技術専門家会合（5件）
- 文書170 BMD技術専門家会合（7件）
- 文書171 BMD（今後の日米間の協議について）（4件）
- 文書172 米側ノン・ペーパー
- 文書173 米側資料
- 文書174 TMDWG報告
- 文書175 TMD非公式議長会合の概要
- 文書176 第14回TMD作業グループ会合（19件）
- 文書177 BMD（技術専門家会合の開催）（3件）
- 文書178 第13回TMDWG会合
- 文書179 第13回TMDWG会合（記者ブリーフ）
- 文書180 TMDWG
- 文書183 BMD技術専門家会合（7件）
- 文書184 TMD作業部会（平成10.6.15-16）日程・議題，記録（8件）
- 文書185 第3回BMD技術専門家会合（10件）
- 文書186 TMD技術担当者会合（平成10.4.7-8）日程・議題，記録（13件）
- 文書187 調整会合に関するディスカッション・ポイント
- 文書188 BMD技術専門家会合（2件）
- 文書189 BMD日米共同技術研究（2件）
- 文書190 TMD Cooperative Effort Update

(米側作成資料)

- 文書192 TMD (米側作成資料)
- 文書194 BMD準備会合 (平成10. 12. 9-10) (4件)
- 文書197 技術専門家会合の討議事項及び対応振り (案)
- 文書198 第12回TMDWG会合の概要
- 文書199 第12回TMDWG会合 (平成10. 2. 26) 日程・議題 (9件)
- 文書200 米空軍との装備・技術交流についての今後の会合の予定
- 文書201 TMDWG非公式議長間会合 (平成10. 12. 15) 日程・議題, 記録等 (4件)
- 文書202 次回TMD専門家会合のアジェンダ等 (3件)
- 文書203 TMDWG課長レベル会合
- 文書204 第2回TMD専門家会合
- 文書205 TMD専門家会合の日程等 (2件)
- 文書206 BMDに関する非公式協議 (概要)
- 文書207 TMDWG (我が方出席者)
- 文書208 TMDWG (朝食会の日程等)
- 文書209 第11回TMDWGの議長会合
- 文書210 第11回TMDWGの日程等 (5件)
- 文書212 第11回TMDワーキンググループ会合 (議論の概要)
- 文書213 第10回TMDWGの概要
- 文書214 BMDに関する日米技術協力 (米側との非公式意見交換)
- 文書215 第10回TMDWG, CPセミナー (アジェンダ案)
- 文書217 第10回TMDWG, CPセミナー (アジェンダ案)
- 文書218 TMDWG及び抑止セミナー (日程)
- 文書219 4月の日米協議の日程 (2件)
- 文書221 第7回TMDWG会合に関する記者ブリーフ
- 文書222 TMD専門家会合の概要
- 文書223 TMD専門家会合 (3件)
- 文書224 TMDWG等 (日程)
- 文書225 TMDWG専門家非公式会合 (議題等)

※ 文書78及び文書79の文書名は、理由説明書 (本文第3の2 (2)) で諮問庁が修正した文書名を反映している。

別紙 2

1 他国と協議した内容等について

別表の番号 1 欄に掲げる本件不開示維持部分には、弾道ミサイル防衛等について、米国から得た情報、米国と協議した内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、弾道ミサイル防衛等に関する米国との協議内容等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

2 政府部内で協議・検討した内容等について

別表の番号 2 欄に掲げる本件不開示維持部分には、弾道ミサイル防衛等について、米国から公にしないことを前提として提供された情報等を踏まえ、政府部内で協議・検討した内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、弾道ミサイル防衛等に関する政府部内での協議・検討内容、米国との協議内容等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 外務省の電信システムに関する情報について

別表の番号 3 欄に掲げる本件不開示維持部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

別表

番号	文書番号
1	文書1, 文書5, 文書10ないし文書12, 文書14, 文書16, 文書18ないし文書21, 文書24ないし文書27, 文書28(2枚目及び3枚目), 文書29ないし文書32, 文書38ないし文書44, 文書46, 文書47, 文書51ないし文書56, 文書60ないし文書62, 文書65, 文書66, 文書68, 文書70ないし文書73, 文書75ないし文書79, 文書82ないし文書87, 文書89ないし文書92, 文書96, 文書97, 文書99ないし文書104, 文書105(5枚目), 文書106(3枚目ないし7枚目), 文書109ないし文書112, 文書115, 文書117ないし文書119, 文書123, 文書127, 文書129ないし文書132, 文書135, 文書136, 文書137(1枚目を除く), 文書138ないし文書141, 文書144, 文書146ないし文書148, 文書151ないし文書156, 文書159, 文書161ないし文書163, 文書166, 文書167, 文書169, 文書170(1枚目及び2枚目を除く), 文書171(6枚目を除く), 文書172ないし文書175, 文書176(121枚ないし124枚目, 134枚目及び136枚目を除く), 文書177(1枚目, 3枚目及び4枚目を除く), 文書178, 文書180, 文書183, 文書184, 文書185(15枚目を除く), 文書186(118枚目及び119枚目を除く), 文書187, 文書189, 文書190, 文書192, 文書194, 文書198, 文書199(12枚目, 14枚目, 18枚目及び19枚目を除く), 文書200ないし文書206, 文書208, 文書209, 文書210(9枚目を除く), 文書212ないし文書215, 文書217ないし文書219, 文書222, 文書223(3枚目ないし5枚目), 文書224及び文書225
2	文書2ないし文書4, 文書6ないし文書9, 文書13, 文書15, 文書17, 文書22, 文書23, 文書34, 文書48, 文書50, 文書57ないし文書59, 文書63, 文書67, 文書69, 文書80, 文書81, 文書88, 文書93ないし文書95, 文書107, 文書108, 文書113, 文書114, 文書116, 文書120, 文書121, 文書124, 文書125, 文書128, 文書134, 文書142, 文書143, 文書150, 文書158, 文書165, 文書168, 文書188及び文書197
3	文書28(1枚目), 文書105(1枚目及び3枚目), 文書106

<p>(1枚目及び2枚目), 文書137(1枚目), 文書170(1枚目及び2枚目), 文書171(6枚目), 文書176(121枚目ないし124枚目, 134枚目及び136枚目), 文書177(1枚目, 3枚目及び4枚目), 文書179, 文書185(15枚目), 文書186(118枚目及び119枚目), 文書199(12枚目, 14枚目, 18枚目及び19枚目), 文書207, 文書210(9枚目), 文書221及び文書223(1枚目, 2枚目及び6枚目)</p>
